

第一復員官署一課及び世話課

第一復員官署一課及び世話課

整理課

在外者に對する暫定加給の支給等について

昭和廿貳年七月廿參日

第一復員局文書課長

標記の事項について左記の通り定められたから命によつて通知する

追つてこの通知による暫定加給の支給は新制度による給與の正式決定までには尙時日を要ししかも新制度の下では暫守宅渡も三ヶ月分の後拂となるものと見込まれるのでそれまでのつなぎとして臨時に措置されるものであるからなるべく八月上旬までに該その支給手續を完了せられたい念の爲申添える

左記

- 一 在外者に對する本年七月分以降の給與手續等恒例の給與は新給與制度の決定までその支給を見合せる
- 二 補給金は本年七月以降その支給をやめる

0954

三 本年七月一日現在未復員の元陸軍の下士官以上及び軍屬並びに補給金の受給者で本年四月分の臨時家族手当の支給を受けた者及び受ける資格のあるものには本年一復第一〇一七號左記第一號及び第四號各本文の規定に拘らず本年の四五六月の三ヶ月分に限り暫定加給を支給する

四 暫定加給の額は左の區分によつて計算した合計額とする
(1) 俸給々料加給月額

昭和二十一年一復第四四二號によつて切替えた俸給（本俸又は俸給補給金と物價手当と臨時手当の合計）の月額に對應する

別紙第一の額

四 臨時家族手当加給月額

二十圖に臨時家族手当計算の基礎となつてゐる扶養家族の員數を乘じて得た金額

五 暫定加給は六月分俸給給料の留守宅渡を實施したのものには三ヶ月分、留守宅渡とし同留守宅渡を實施してゐないものには本人の歸還後に支給する

(註) 四、六月の間に復員した者に対してはこの通知による暫定加給の追給は実施しない

六、暫定加給の支拂科目は第一復員費(項)手當及給與金(目)在外部隊費(節)とする

暫定加給を送金する場合所費の送金雜費に不足を生ずる向には別途償還金を増額するから現豫算の中で適宜流用の處置をしておくものとする

七、この通知に基く四、五、六月分暫定加給實施報告(別紙第二)を八月二十日迄に必ず第一復員局宛提出を要する

0956

別紙(中)

四七〇	四五〇	三五〇	三四〇	二五〇	二五〇	一一〇	二一〇
四八〇	四六〇	三六〇	三五〇	二四〇	二六〇	一一〇	二三〇
八八〇	六八〇	七五〇	六三〇	六二〇	五五〇	四九〇	四七〇
八九〇	六九〇	七六〇	六三〇	六三〇	五六〇	五〇〇	四七〇
九〇〇	六九〇	七七〇	六三〇	六四〇	五七〇	五一〇	四八〇
九一〇	六九〇	七八〇	六三四	六五〇	五七〇	五一〇	四九〇
九二〇	七〇〇	七九〇	六四〇	六六〇	五八〇	五三〇	四九〇
九三〇	七〇〇	八〇〇	六五〇	六七〇	五八〇	五四〇	四九〇
九四〇	七一〇	八一〇	六五〇	六八〇	五九〇	五五〇	五〇〇
九五〇	七一〇	八二〇	六六〇	六九〇	五九〇	五六〇	五一〇
九六〇	七二〇	八三〇	六七〇	七〇〇	六一〇	五七〇	五二〇
九七〇	七二〇	八四〇	六七〇	七一〇	六一〇	五八〇	五三〇
九八〇	七三〇	八五〇	六七〇	七二〇	六一〇	五九〇	五三〇
九九〇	七三〇	八六〇	六七〇	七三〇	六一〇	六〇〇	五四〇
一〇〇〇	七三〇	八七〇	六七〇	七四〇	六一〇	六一〇	五五〇

現に受けてゐる
 料加給額
 現に受けてゐる
 料加給額
 同上係給
 料加給額
 現に受けてゐる
 料加給額
 同上係給
 料加給額
 現に受けてゐる
 料加給額
 同上係給
 料加給額

備考、現に受けつゝある俸給又は給料は昭和三十一年(復讐第四四二号)に於 つて切り替へた俸給(本俸又は俸給補給金)十物価手当十臨時手当 の合計額である。但し十円に満たない金額があるときはこれを五切 上げて得た金額を現に受けつゝある俸給又は給料とみなす。	三七〇	三六〇	二五〇	二七〇	一三〇	二三〇	一〇	三〇
	三八〇	三六〇	二六〇	二七〇	一四〇	二三〇	二〇	四〇
	三九〇	三八〇	二七〇	二八〇	一五〇	二三〇	三〇	六〇
	四〇〇	三九〇	二八〇	二八〇	一六〇	二三〇	四〇	八〇
	四一〇	四〇〇	二九〇	二九〇	一七〇	二三〇	五〇	一〇〇
	四二〇	四一〇	三〇〇	二九〇	一八〇	二三〇	六〇	一二〇
	四三〇	四二〇	三一〇	三〇〇	一九〇	二三〇	七〇	一三〇
	四四〇	四三〇	三二〇	三一〇	二〇〇	二三〇	八〇	一五〇
	四五〇	四四〇	三三〇	三二〇	二一〇	二三〇	九〇	一七〇
	四六〇	四四〇	三四〇	三三〇	二二〇	二四〇	一〇〇	一九〇

0958

		四一六月分定加給實施報告		年月日	世話課名	
件数	件数	受給者	管外者	管内下士官	補給金受給者	合計
俸給料加給額						
家族手当加給額						

0959